

高尾山応援基金補助金交付要綱

(総 則)

第1条 この要綱は、高尾山応援基金の目的を具現化するための事業として、これまで高尾山応援基金運営協議会で決定した活動支援事業における補助金の交付の手続きに関する必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 高尾山の魅力を高める活動を行う団体に対して、活動費の助成を行い、活動を支援することを通じて、高尾山の魅力を高め、さらに活性化させるとともに、次世代につながる担い手となる活動団体を育成することを目的とする。

(補助対象となる団体・事業の要件、経費及び補助金額)

第3条 補助対象となる団体・事業の要件は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費は賃金、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料とする。
- 3 補助金額については、1団体3万円とし、3団体までを上限とする。

(交付申請)

第4条 補助を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)により、会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 会長は、前条の申請書を受理したときはその内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 会長は、前条の規定による交付決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(交付の方法)

第7条 補助金の交付は、様式第3号の請求により一括払とする。

(実績報告の提出)

第8条 申請者は、事業を完了したとき、1ヵ月以内に補助事業等実績報告書(様式第4号)をその他必要な書類を添え、会長に提出しなければならない。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 令和4年3月7日 協議会議決

この要綱は令和4年4月1日より施行する。

別表（第3条関係）

補助対象となる団体・事業の要件

要件	<ol style="list-style-type: none">1. 非営利かつ、高尾山における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う5人以上の団体であること（法人格の有無は問わない。）及び構成員に市内在住・在勤・在学の者を含むこと。2. 政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。3. 暴力団、暴力団員等、及び団体の要因に暴力団員等に該当する者があるものは、補助金の交付対象としない。4. 計画から実施まで責任を持って遂行し、交付決定の属する年度の4月から3月までの間に実施する事業であること。5. 上記1～4の要件のほか、法令に違反しないこと。
備考	同一事業に対する補助金の交付は、年1回とする。複数年にわたる補助または継続した補助を希望する場合は、初年度応募時にあらかじめその旨を事業内容に明記するものとする。ただし、2回目、3回目など継続した申請についてもその都度申請し、当該年度予算の範囲内で、審査により交付決定する。

様式第1号

高尾山応援基金補助金交付申請書

年 月 日

高尾山応援基金運営協議会会長 様

所在地
名 称
代表者
連絡先

年度において事業を実施したいので、補助金を交付されるよう申請します。

1 交付申請

(1) 金 額 円

(2) 事業の目的

(3) 事業内容

①活動内容

②活動期間

③事業予算

様式第2号

高尾山応援基金補助金交付決定通知書

年 月 日

様

高尾山応援基金運営協議会
会 長

年 月 日付 第 号により申請のあった補助金について、下記のとおり交付決定（変更承認）したので、補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1. 事業名

2. 補助金交付決定額 円

3. その他 交付の条件等

様式第3号

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付 第 号により補助金の交付の
(決定)を受けた事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

高尾山応援基金運営協議会会長

様

所在地
名 称
代表者

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

様式第4号

実 績 報 告 書

年 月 日

高尾山応援基金運営協議会会長 様

所在地
名 称
代表者
連絡先

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた高尾山応援基金活動支援事業が完了したので、報告します。

事業報告（実績）

①活動内容

②活動期間

③補助金の用途